

山梨県指定管理者の情報公開に関する要綱

(平成17年3月28日制定)

第1 目的

この要綱は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第40条の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）が山梨県の公の施設の管理を通じて取り扱う情報の公開に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 対象とする情報

この要綱において対象とする情報は、公の施設の管理を通じて指定管理者が取り扱う情報であり、指定管理者の他の事業における情報は対象とならないので留意すること。

第3 協定上の措置

公の施設の管理の業務を所管する課室（以下「施設所管課」という。）は、指定管理者と協定を締結するときは、次の区分に応じ、公の施設の管理を通じて取り扱う情報の公開のための措置を協定書に定めるものとする。

指定管理者の区分	措置の内容
1 民間事業者（株式会社等の商法法人、公益法人、特定非営利活動法人又は個人事業者等であって、2及び3に該当しない事業者をいう。）である場合	「〇〇施設の情報公開に関する要綱」（以下「モデル要綱」という。）に準拠した当該施設の情報公開に関する要綱（以下「施設要綱」という。）を指定管理者と協議の上策定し、当該要綱に基づき当該施設における情報の公開を行うこと。
2 県の出資法人（「県出資法人の情報公開に関する要綱」により指定された出資法人に限る。）である場合	「県出資法人の情報公開に関する要綱」に基づく「〇〇法人の情報公開に関する要綱」に準拠して策定した当該出資法人の情報公開に関する要綱に基づき当該施設における情報の公開を行うこと。
3 市町村である場合 （情報公開条例が制定されていない市町村の場合は、1によるものとする。）	当該市町村の情報公開条例に基づき当該施設における情報の公開を行うこと。

第4 施設要綱の策定等

1 モデル要綱

施設要綱の策定にあたっては、別紙モデル要綱に準拠し施設の実情に応じたものとする。

2 施設所管課の長は、施設要綱を策定又は変更したときは、行政法務課長に提出するものとする。

3 行政法務課長は、県民情報センターにおいて施設要綱を一般の閲覧に供するものとする。

第5 その他

1 施行状況の報告

施設所管課の長は、施設要綱の施行の状況について指定管理者から報告があったときは、行政法務課長に当該施行状況を報告するものとする。

2 苦情の処理のあっせん

施設所管課の長は、指定管理者における情報の公開に関する苦情があった場合は、当該苦情の処理のあっせんを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。